

平成 26 年 2 月

(第 2 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成26年 2 月 25日 午前 9 時 32分
閉 会 平成26年 2 月 25日 午前10時35分

2 出席委員

畑 委 員 長 冷 泉 委 員 平 塚 委 員
上 原 委 員 安 藤 委 員 小 田 垣 教 育 長

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

橋 本	教育次長	小 橋	管理部長
永 野	指導部長	丸 川	教育企画監
太 田	管理部理事	古 市	指導部理事
西 村	教職員課長	芥 藤	高校教育課長
中 島	高校教育課担当課長	前 川	高校教育課首席総括指導主事
片 山	総務企画課副課長	田 尻	教職員課副課長
岡 田	総務企画課副主査	瀬 津	総務企画課主事

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 報告事項

ア 請願・陳情等の受理状況について

(ア) 「よりよい教員採用を求める会」からの申入れについて

【西村教職員課長の報告】

- 「よりよい教員採用を求める会」から平成26年2月5日に教職員採用の在り方に関する要望書が、3,377名分の請願書を添えて提出された。
- 要望内容は、①教職員の採用者数増及び定数内講師の削減、②教員採用選考試験に係る工夫改善、③教員採用選考試験に係る情報公開の充実、の3点である。また、請願書の主な内容は、講師経験者に配慮した教員採用選考試験の実施である。
- 京都府教員採用選考試験の実施については、児童生徒数の推移や退職者数の動向、国の定数改善計画などを見ながら長期的展望に立った教員採用に努めており、今年度は480名の募集を行っている。
- 1点目の定数内講師については、積極的な正規教員の採用により可能な限り削減しようと努めているところである。定数内講師については、児童生徒数の減に伴う教員定数減や、北部地域の統廃合によって教員数の減、再任用などの不確定要素もあることから一定数は必要であるが、可能な限り抑制することが望ましいと考えている。
- 2点目の教員採用選考試験に係る工夫改善や講師経験者への配慮の要望については、平成20年度実施試験から過去5年間で2年以上の講師経験者に対して筆記試験の一般教養試験の免除を行っている。また、平成23年度実施試験から、府内公立学校の常勤講師については、過去5年間で2年以上の経験者の一般教養試験に加えて専門試験も免除しており、該当者は一次試験では小論文と面接試験のみの試験となる。特に、常勤講師は担任を持っているケースが多く、成績付けなどで多忙な7月に採用試験を迎えることから配慮を行っているところである。
- 講師経験者の免除を受けた者が名簿登載者の2割程度を占めており、また、教職経験のある名簿登載者は全体の62.5%を占めており、即戦力となる講師経験者を採用できたのではないかと考えている。
- 地方公務員法第22条第6項では、教員採用にあたりその前の臨時的任用についてはいかなる優先権を与えてはいけないこととされており、文部科学省も一部試験免除は構わないが、講師採用枠を作ることは認められないとの見解である。
- 実技試験では水泳を実技試験から除外し、年齢制限についても、平成21年度実施試験から49歳に緩和するなどの改善を行ってきたところである。また、面接試験については、より人物を重視した公平な試験となるよう、面接の観点や評価方法についての面接委員を対象とした研修を複数回実施している。

- 3点目の情報公開の充実に関しては、簡易開示では受験者個人の簡易開示に加え、試験毎の点数、小論文や面接の評価も閲覧できるようにしている。一般閲覧では、筆記試験の選考基準、試験問題、解答、配点についても府政情報センターで閲覧できるようにしている。平成24年度からは、当該年度に実施した面接質問項目例や教育実践力テストの内容についても全て公開しているところである。
- このように、透明で公平・公正な教員採用選考試験を実施しているところであるが、優秀な教員の確保に向けて今後もしっかりと取り組みたいと考えている。

【質疑応答】

○上原委員

平成25年度の新規採用者の内、講師経験者はどの程度いるのか。

○西村教職員課長

6割から6割5分程度である。

○上原委員

講師経験者はそれなりに多く含まれているのではないか。

○西村教職員課長

新卒者の中には光るものを持っている者もいるが、もう少し経験した方が安心できる方も多くいることから、どうしても即戦力となる講師経験者が増えている。

○小田垣教育長

教員採用試験では面接を重視しているが、新卒者は経験の無いことが魅力である。この魅力が不利とならないよう、経歴の差を十分踏まえて面接するよう心がけている。単純に講師をすれば有利とはならない。

○冷泉委員

過去5年間で2年以上の講師経験者とは、連続して2年以上でなければならぬのか。または、合計で2年以上という意味か。

○西村教職員課長

合計2年を超えるとしている。2年を超えて講師をしているということは、一定の力のある講師ではないかと考えている。

○冷泉委員

講師は採用を引き続く場合に、インターバルがある。

○西村教職員課長

臨時的任用講師は6ヶ月間しか任用できず、4月1日から9月30日までの任用となる。任用更新は一度きりとなることから、10月1日から6ヶ月間任用することとなるが、3月31日まで任用すると引き続いて翌4月1日から任用できないことから、10月1日から3月30日まで任用している。ただし、講師経験を計算する際には、月未満を切り上げることから問題はない。

○畑委員長

小学校、中学校、高等学校と特別支援学校全てを含む話なのか。

○西村教職員課長

そうである。

○畑委員長

学校は何校あり、606名の定数内講師は、学校1校あたり何人いるのか。

○小田垣教育長

小学校は275校、中学校は99校、高等学校は46校である。

○畑委員長

それでは、1校あたり1.5人程度ということになる。

○小田垣教育長

校種でかなり異なる。

○畑委員長

現実的に運用する中で、将来的な統廃合や地域性なども考慮すると単純に正規採用を行うことはできないということ。その1.5人をどの程度まで少なくすることができるのかという問題である。

○冷泉委員

教職員採用よりも課題のある講師の採用の問題が大きいと感じる。聞くと
ころでは、校長自らが必死に講師を探しているという。仕方ないとは思いますが、
生徒にとっては教諭も講師も同じであり、良い人材を採用しなければならない。
い。

○西村教職員課長

講師も子どもたちの前に立つ同じ教員として、しっかりと選考したい。で
きるだけ講師を減らして正規採用を増やしたいとは思いますが、一方で採用試験
の3倍程度の倍率がないと、良い人材を確保ができない。

○畑委員長

講師経験者の採用枠を設定することは法律的に困難であることも含めて、
説明いただいたことを要望者にしっかりと説明すること。ただ、教員採用し
た者でも、行政職の他の現場で働くことのできる流動性を確保しなければ、
講師だけに頼ることにもなる。民間企業でも、製造現場で採用した者を総合
職にすると、様々な現場での経験が生きたり、違う自分を発見したりする。

○西村教職員課長

多くはないが、教員が行政職の仕事をするケースもある。また、教育委員
会だけでなく、知事部局で勤務している場合もあり、適性も踏まえて今後も
取り組みたい。

○畑委員長

10年以上も採用試験に合格していない事例はあるのか。

○西村教職員課長

事例はある。実際には、40歳代で正規採用となった講師経験者がいる一方
で、10年、20年と講師をしているが正規採用まではあと少しという者もいる。

○冷泉委員

そうした講師を採用し続けていること自体がおかしいのではないか。生徒
にとっては、正規も講師も変わらない。

○小田垣教育長

講師の場合は1年スパンでの仕事・授業となるが、正規教員は長期的なラ
イフステージの視点に立って研修などを実施しており、明確な違いがある。
また、京都府北部では講師の確保が困難である。講師は、1年間で力を出し
てもらえるメンバーを選考しており、決していい加減に決めている訳でない。

○小橋管理部長

実際には非常勤講師として長く勤務している者が多いが、そういった人は
教員採用選考試験を受けない者も多い。

○畑委員長

事実をしっかりと相手に伝えなければ、いつまでもすれ違いのままである。

○上原委員

採用者の6割以上が講師経験者というのは十分多い。これ以上、講師経験

者の割合が増えると、新卒者のモチベーションが下がる。講師を経験しなければ、教員になれないというルートが出来上がってしまうと、新卒者が受けなくなる。新卒者には新卒者の良さがある。

○畑委員長

教育現場では、長期的な展望の中で一定の流動性を持たなければならないことは理解できる。

イ 平成26年度京都府公立高等学校入学者選抜（前期選抜）における不適切な対応について

【古市指導部理事の報告】

- 平成26年2月17日に実施した前期選抜では、府立朱雀高等学校において作文試験を実施したが、作文の検査時間を前期選抜要項では70分と定めていたにもかかわらず50分に短縮して実施してしまったものである。また、そのことを受検者に事前に周知していなかった。当日は、各教室にはA3版の時間割を掲示したものの、検査時間について受検者に口頭で説明することなく実施し、受検者が時間の短縮を十分認識せずに受検する事案が生じてしまった。
- 作文の検査終了後に数名の受検者が時間の確認を申し出た。翌日には受検した中学校からの申し出があり、周知が不十分であったことが判明した。
- 作文については、全員満点（90点）として処理を行った。2月18日には受検者が在籍する中学校長に対して説明及び謝罪の電話連絡を行った。2月19日には京都市教育委員会に文書で連絡するとともに、2月19日から2月21日までの間、校長が各中学校を訪問して事情の説明を行った。2月20日には、全受検者及び保護者に対して文書を送付し、2月21日16時から校長による記者発表を行ったところである。また、2月24日の前期試験合格発表時には校長の謝罪文を掲示するとともに、問い合わせ窓口を設置したが、実際に問い合わせた受検生はいなかった。
- 朱雀高校の前期選抜では、合格者数60名に対して159名が受検したが、合格者全員が関係書類を受け取り帰っている。他に長期欠席者特別入学者選抜で10名が合格している。
- この件に関しては、2月26日に京都市・乙訓地域の臨時府立高等学校長会議を開催して教育長から指示を行い、手続きの徹底を図りたい。このような事象が発生して誠に申し訳なく、経過を報告させていただいた。

【質疑応答】

○上原委員

検査時間の変更について、どのように周知したのか。

○古市指導部理事

当日、A3版の日程表を教室に張り出したただけであった。

○上原委員

事前に全く知らせていなかったということか。

○古市指導部理事

まず、実施要項を変更していたこと自体が学校のミスとなる。

○安藤委員

時間を短縮した理由は何か。

○古市指導部理事

前期選抜の志願者数が想定したよりも多くなった結果、生徒を少しでも早

く帰すために、面接・作文に要する時間を減らそうと学校が判断したものである。

○冷泉委員

この日の時間割はどうであったのか。

○小田垣教育長

9月末に前期選抜の要項を発表したが、これは共通のルールであった。これが学校の都合で変更された人為的なミスであった。前期選抜の要項では、朱雀高校は他の多くの学校が実施するA方式（学力検査＋作文・面接）を導入し、午前中に国語・数学・英語の共通学力検査、午後1時15分から作文・集団面接を実施することを事前に示していた。作文は70分（800字程度）であった。集団面接は受検者数が多くなると待ち時間がかなり長くなることから、なるべくまとまった時間で実施できるよう面接と作文でグループを組んで実施しているが、受検者数が当初の想定よりも多くなったことから、学校が要項を発表した後の2月14日の校内打ち合わせ会議では作文時間50分（800字程度）として示された。

朱雀高校では、与えた課題文について要約する課題1と、自分の考えをまとめる課題2とがあるが、一方でそれぞれの採点を行いながら、もう一方で受検させるという複雑な作業を行っている。時間短縮に合わせて、課題文のボリュームを少なくして作文を実施したが、最も重大なミスはそのことを事前に周知することもなく、教育委員会にも報告しなかったことである。前期試験の日程上、作文のみをやり直すことは受検生に多大な影響を与えることから、やむなく全員満点の措置をしたものである。

○上原委員

全員満点ということは、「やらなくても一緒」ということ。作文を頑張ろうとした子にとっては非常に不利になる。子どもの中には言えずに抱えてしまう場合もあり、たまたま苦情のあったのがこれだけということ。

○古市指導部理事

受検生は中学校教員との人間関係はできていることから、中学校ではご指摘いただいたやりとりが行われていたものと考えられる。

○上原委員

時間変更が子どもたちに大きな影響を与えることを、朱雀高校の中でなぜ気づかなかったのか理解できない。打ち合わせ会議で決められたことであり、担当者一人の話ではないと思うが。

○古市指導部理事

その部分が気づかれずに、50分という前提で進められた。

○上原委員

その感覚が怖い。

○安藤委員

受検生は70分と思って準備をしている。いきなり50分と言われても困る。

○古市指導部理事

要項では70分と示しており、変更されることは想定しておらず、あってはならないことである。

○小田垣教育長

京都市・乙訓地域の新たな入試制度への変更については、各校に周知徹底し、校長会でも徹底してきたが、その中でこうした事態が発生した。作文は朱雀高校の特色化の中で、前期選抜の中での大きなウェイトが位置づけられていたが、それを無駄にしたことになる。受検生からすれば、自分たちの取

り組んできたことを出し切れたのかという忸怩たる思い・不信感があると思う。まずは中期選抜を厳正に行うことで受検生の思いを受け止め、4月にスタートを切れるよう全力を傾けたい。また、緊急の京都市内・乙訓地域校長会を開いて入試事務を徹底したい。今回の問題については、教育委員会・当該校・校長会の3者で整理をして、原因の精査と再発防止につなげたい。初歩的なミスをしてしまい本当に申し訳なかった。

○上原委員

教員一人一人がしっかりとした意識を持たなければならない。校内で疑問が出なかったこと自体が不思議である。

○平塚委員

子どもたちは受検にかけているのだから、試験時間が長いことはそれ程問題ではない。子どもたちの思いを汲んでやらなければならない。教員一人一人もあるが、最終判断は校長でありその重責も認識してほしい。また、全員の満点処理も公平ではないと感じる。

○安藤委員

保護者の立場からは、受検機会の複数化でチャンスがあるとはいえ、子どもたちにとって不合格はショック。中期選抜では何も無いことを願う。

○冷泉委員

当日、試験時間を口頭で説明することはなかったのか。

○古市指導部理事

それすらなかった。

○冷泉委員

すごく不思議である。

○古市指導部理事

通常は伝えている。

○小田垣教育長

指摘のとおり、2月14日の校内会議までの間に誰も指摘しなかったことが、最大の課題であるので、ずれがどこから生じているのかを精密に精査して、改めなければならない。

○畑委員長

新聞報道ではショックを受けた。知事からも気合いを入れ直して欲しいとのメールをいただいた。入試制度大改革の当事者としての重責と緊張感を持って取り組んでいただきたい。明日の会議では、私たちがどれ程歴史的な責任を担っているのかという部分もしっかりと伝えて欲しい。また、保護者に送付した文書も見せていただきたい。

(3) 議決事項

ア 第2号議案 京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について

【太田管理部理事の説明】

- 京都府教育委員会が規則等を議決した場合には、議決した日から14日以内に公布することとされているが、このような日程の規定は全国的に珍しい。近畿では奈良県が20日以内という規定を設けている以外は、規定されていない。
- 京都府知事規則においても、決裁後の日数規定が設けられていない。また、条例では、最大23日以内（府議会議決後3日以内に知事に報告、20日以内に公

布)に公布することとなっている。

- 条例の制定・改正に合わせた規則制定・改正を行う場合、14日以内の規程があることで、教育長の臨時代理議決などで対応している。今回、いじめについての条例提案に合わせて、知事部局規則と教育委員会規則を提出する必要がある。知事部局規則については日数制限がないが、一方教育委員会規則は議決から14日以内と規定されていることから、知事部局の日程を窺いながら教育委員会の日程を決定しなければならないという煩雑な課題があり、日数規定を削除するものである。

[原案どおり可決。]

- イ 第3号議案 平成26年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について【非公開】

[原案どおり可決。]

(4) その他

- ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第4号)

議決事項イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(5) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

畑 委員長

冷 泉 委 員

平 塚 委 員

上 原 委 員

安 藤 委 員

小田垣 教育長

事務局職員